

第2回岩手県食品ロス削減推進協議会における「岩手県食品ロス削減推進計画（素案）」に対する委員意見への対応

〔各反映区分の内容〕 〔意見数 計42件〕

- 「A（全部反映）」：意見の内容の全部を反映し、計画素案を修正 〔14件〕
- 「B（一部反映）」：意見の内容の一部を反映し、計画素案を修正 〔7件〕
- 「C（趣旨同一）」：意見と計画素案の趣旨が同一であると考えられるもの 〔3件〕
- 「D（参考）」：計画素案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの 〔8件〕
- 「E（対応困難）」：A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの 〔1件〕
- 「F（その他）」：その他のもの（計画素案の内容に関する質問等） 〔9件〕

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
1	阿部慎二委員	全体		実効性との関係で、事業者や団体に対し、計画と進捗の報告を求める等があっても良いのではないか。	これまでも、廃棄物処理法や食品リサイクル法に基づく多量排出事業者等からの廃棄物排出実績に係る報告を求めるとともに、産業・地域ゼロエミッション推進事業活用事業者やエコショップいわて認定店に取組実績の報告を求めており、今後の施策においても事業者等から必要な報告を求め、実態把握に努めることとします。	D	無
2	山屋理恵委員	本文	P20、P25	<p>子どもの居場所ネットワークとしては、未利用品の有効活用について、県民のみなさんに「こどもの居場所ネットワーク」や「フードバンク」活動団体について知っていただかないと活用いただけないので積極的に広報する、各団体、部署での取り組みの際に資料に掲載、チラシの配布や、紹介を積極的に実施していただきたい。</p> <p>一般的には「食品が余りそう、余った時はどうしたらいいの？」という問いが一番多いと思います。</p> <p>具体的には、P25の推進指標一覧の取り組みの指標名にあるセミナー、キャラバン、企業のビジネス支援、エコショップにもネットワークのチラシを配布、活用して周知する。</p>	<p>御意見を踏まえ、関係団体の周知を行う旨を記載します。</p> <p>なお、県では、「子どもの居場所ネットワークいわて」において、各子ども食堂への情報提供やフードバンク等とのマッチングを行うとともに、自立相談支援機関において、フードバンク事業者と食料品支援に関する協定等を締結し、緊急対応が必要な方に随時食料品を提供しているところです。</p> <p>なお、県では、生活に困窮している方への支援の一環として県庁内にフードバンクポストを設置し、併せて、周知ポスターの掲示、自立相談支援機関相談窓口の周知を行っております。</p> <p>今後も、「子どもの居場所ネットワークいわて」の活動内容等についての周知や各子ども食堂への情報提供、フードバンクなどの生活困窮関係の支援者研修会における連携事例紹介等の情報提供を行うとともに、食育推進キャラバンやエコショップいわてにおける周知にも取り組んでいきます。</p>	B	有

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
3	山屋理恵委員	本文	P16	また、P16にあるかわいいエコロルPOP広告のようなステッカーの作成、例えば「私たちは岩手の子どもたちとエコ活動を応援しています」など記載されてあるものを提供し、協力・提供いただいた企業、団体さんには、広く目につくように店頭や会社に貼っていただくなど、周知と協力団体を増やしていく方法を検討いただきたい。	No 2に同じ。	B	有
4	久保隆司委員	本文	P9	1 組織目標18% (5.2万トン-4.3万トン=0.9万トン削減)の数字が、どれくらいの規模の数字なのか、感覚的に分かるように表現に何か工夫を加えてはいかかか。	P3の国民一人1日当たり排出量(約130グラム)に加え、P9に県民一人当たりの排出量(約115グラム)と目標値(約95グラム)を追記し、県民の方にわかりやすく修正します。また、P10に家庭での食品ロス発生の分類を追加します。	A	有
5	久保隆司委員	全体		2 現時点では想定が難しいのかもしれないが、2030年までの長期間の計画であるので、今後見込まれる人口減少の影響について考えておく必要があるように思う。	国の基本方針の見直しなど、食品ロスに関する国内の動向を注視し、今後必要に応じて、改訂を行うこととします。	D	有
6	久保隆司委員	本文	P11	3 P11下から3行目「命の大切さ」とある。たしかに、「(生き物の命を)いただきます」ではあるが、やや唐突な印象を受ける。ここは、「食の大切さ」としてはどうか。	御意見のとおり、本文を修正します。	A	有

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
7	磯田朋子委員	概要版 本文	P14	概要版4 (1) ・第1回協議会資料6-1骨子(案)3(1)にあった「・学校の教科や給食等…」の記載がなくなっている。たぶん「食への感謝の気持ちの醸成」にまとめたと思われるが、他県では、給食の食べ残しをなくすとりくみや給食に地元食材を使うなど、学校での実践が食品ロス削減に成果を出している。学校での取り組みは個別記載があってもいいと思う。	御意見を踏まえ、概要版及び本文を修正し、学習・教育を通じた、児童生徒等に対する食品ロスの理解と実践の促進について記載します。	A	有
8	磯田朋子委員	概要版		概要版2 (3) ・ P3 (2) ・食品ロス発生量の次にカッコで全国に占める岩手の割合が記載されているが、割合よりも本県の発生量が他都道府県と比べてどうなのかが知りたい。	食品ロス発生量については、国の公表において、都道府県別の推計値は公表されておりません。 なお、本文4ページに記載した本県における食品ロス発生量の推計約5.2万トンは一人1日当たり約115グラムに相当し、全国平均約130グラムを下回っている状況にあります。(意見No4参照)	F	有
9	磯田朋子委員	概要版 本文	P14	P14○の5つめ ・上記にも書いたが、「児童生徒に取り組みを推進するため栄養教諭を対象に実施する」とあるが、これだけでは弱い(足りない)ように思う。児童生徒に対しての直接の取り組みも加えてほしい。	御意見を踏まえ、本文を修正し、食品ロスに係る教育・学習について追記します。	A	有
10	磯田朋子委員	本文	P14	P14★商慣習における1/3ルールとは?★ ・この解説だと1/3ルールの何が悪い(食品ロスにつながっている)のかわからない。食品ロスジャーナリストの井出留美さんの著書での説明がよくわかった。	御意見を踏まえ、例えを用いたよりわかりやすい表現に修正します。	A	有

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
11	磯田朋子委員	本文	P14	P14(2)○の3つめ ・「消費者理解の促進を図る」とあるが、そもそも消費者は1/3ルールを知らない人が大半だと思う（周りの人に聞いてみたか皆知らなかった）し、1/3ルールを求めていると思う（ただ、新しいものを買うという心理はあるが）。1/3ルールの見直しの取り組みについて、「消費者理解の促進を図る」という記載はあてはまらないのではないかと。	本項目について、以下のとおり2項目に分けて記載します。 ① 商慣習の見直しに向けた取組の推進 ② 事業者の取組に対する消費者理解の促進（②は「（1）教育及び学習の振興、普及啓発等」に移動します。）	A	有
12	磯田朋子委員	本文	P22	P22(2)【食品製造業者】 ・賞味期限の延長について、現在の賞味期限は、本来のおいしく食べられる期限より2割以上短めに設定されていると言われている。本来の賞味期限表示にする取り組みも必要ではないかと。	厚生労働省と農林水産省において、平成17年2月に策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」では、期限表示設定の基本的な考え方として、食品の特性に応じ、設定された期限に対して1未満の係数（安全係数）をかけて、客観的な項目（指標）において得られた期限よりも短い期間を設定することが基本であるとされており、食中毒発生防止の観点から本来の賞味期限表示にする取組は困難であると考えます。	E	無
13	斉藤穰委員	本文	P20	「第4章 具体的施策」の「(6)未利用食品を有効活用するための活動」について、フードバンク活動団体等と連携し、緊急対応が必要な困窮世帯へ食料品の提供を実施となっているが、現行でも実施されており、支援を受けている家庭からは、インスタント食品やレトルト食品等保存の効くものだけでなく、鮮魚や野菜、果物などの支援をいただければ有難いとの声もあることから、流通や飲食業界との連携により、食品ロスにつながりそうな食糧が困窮家庭に提供される仕組の創設など、現行の取組の課題を検証し、課題への対応策についての検討を進めることも必要と考える。	鮮魚や野菜、果物等の生鮮品は長期に鮮度を維持することが難しいこと、自立支援機関における生活に困窮している方への食料支援は緊急的に行われることが多いことから、市場出荷された生鮮品をフードロスの観点から安定的にフードバンク等へ提供することは難しいと考えています。 一方、県内では、農業者・JA（農業者団体）が地域の子ども食堂に、事前に日程を決めた上で、定期的に規格外品を提供している事例もあることから、こうした事例を参考に、県内の生産者への波及についても検討していきます。	D	無
14	菅原悦子会長	概要版		・総論→県民計画等との関連に「第四次岩手県食育推進計画」も記入したほうがよい。	概要版について、御意見のとおり修正します。	A	有

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
15	菅原悦子会長	本文	P9	・計画の主要指標→18%削減は、事業者・消費者ともに同じ割合と考えていいか？	SDGs 12.3において、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることとしているので、事業者・消費者ともに削減することを目指します。	F	無
16	菅原悦子会長	概要版		・推進体制→庁内連携組織には、食育や学校給食を担当する部署も入ると考えてよいか？教育関連部署も重要と考える。多様な関係者と連携で推進できる体制となるのか？	庁内連携組織には、教育委員会事務局保健体育課も参画しています。	F	無
17	菅原悦子会長	本文	P14	具体的施策において、「教育及び学習の振興、普及啓発等」は重要と考えます。 「2030（令和12）年度における『食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者』の割合を90%にする」という目標は意欲的で評価できますが、その達成には教育が重要です。	御意見を踏まえ、教育に関する取組を記載します。 岩手県食育推進計画の取組とも連携し、食品ロス削減に向けた教育や学習、普及啓発に取り組みます。 なお、令和3年度は、ごみの3Rや食品ロス削減をテーマとしたミニ番組のテレビ放送、保育園訪問等による普及啓発に取り組んでいます。	B	有
18	菅原悦子会長	本文	P11～14	・多様で具体的な取り組みが並んでいる印象ですので、消費者・事業者・学校教育というように整理してはいかがでしょうか？ 特に、学校での教育は重要ですので、明記してほしいと思います。	現在の項目立ては、国の基本方針に沿って整理したものです。御意見を踏まえ、「（1）教育及び学習の振興、普及啓発等」をさらに分割して整理します。	B	有
19	菅原悦子会長	本文	P19	表彰：学校給食などの取り組みも対象にするなど、事業者だけにしないほうがよいと思います。	御意見を踏まえ、県内事業者のみでなく、個人や学校等についても表彰の対象として検討することとし、本文を修正します。 なお、令和2年度「食品ロス削減推進大賞」（消費者庁主催（共催：農水省・環境省・文科省・厚労省・経産省））では、長崎県立杵岐高等学校チーム「それいいね!!」が、賞味期限が短い商品に貼付するポイント付与シールのアイデアで、消費者庁長官賞を受賞しました。	B	有

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
20	菅原悦子会長	本文	P21	基盤づくり：学校も入れた方が良くはないでしょうか？	御意見を踏まえ、本文を修正することとし、「大学」を「学校教育機関」に変更します。	A	有
21	菅原悦子会長	本文	P21 P24	関係団体：学校はここに入りますか？本取り組みでは学校給食が重要な役割を果たすと考えます。	関係団体に学校・給食施設等が含まれるか不明瞭でしたので、御意見を踏まえ、本文を修正することとし、P21では「大学」を「学校教育機関」に変更し、P24では「学校教育機関」を追記します。	A	有
22	村上誠委員	本文	P 3	「子どもの7人に1人が貧困状態にあり、食品ロスの削減は重要な課題となっている」との文言について「貧困状態の解決」と「食品ロスの削減」が直接結びつかないので、文言を訂正したほうが良いのでは。	御意見を踏まえ、本文を修正することとし、貧困状態の現状に係る記載を「第1章 総論」の「(1) 計画策定の趣旨」に移動して整理します。	A	有
23	村上誠委員	本文	P14	(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援について、具体的な施策等はどのようになされるのか。	食品関連事業者の取組に対する支援等について、以下の具体的な取組などを行います。 ○高鮮度保持技術の開発、導入支援 県では、鮮度保持フィルム（FHフィルム）導入によるきゅうりの輸送中の品質保持や、エチレン作用阻害剤（スマートフレッシュTM）処理導入によるりんごの軟化防止・長期安定出荷に取り組んでおり、今後もこうした技術開発等に取り組んでいきます。 ○商品開発等の支援 県では、食の専門家を派遣し、収穫段階で傷ついた野菜を活用したドレッシングの開発や、規格外の三陸産牡蠣や台風被害で落下したりんごをフレーバーに用いた米粉スナック開発等の支援を行ってきたところであり、こうした取組を継続していきます。 また、こうした未利用資源を活用した新商品や、売れ残りロスの少ない商品等の開発に取り組む事業者に、商品企画・レシピ開発・パッケージデザイン等の専門家をアドバイザーとして派遣し、食品ロス削減につながる支援を行うものです。 ○HACCPに沿った衛生管理手法等に係る普及・指導 制度化されたHACCPに沿った自主衛生管理の導入により、食品ロス等の削減の効果も期待されることから、専門的な知識を有する人材育成に向け、セミナーや各種研修会を通じて、食品等事業者の衛生管理の意識改革を促し、作り過ぎや加工・調理くず削減等に繋げ、食品ロスの削減を促進します。	F	無
24	村上誠委員	本文	P14	・青果卸売業者として鮮度保持管理のための冷蔵庫や低温作業所の設備投資への協力をお願いしたい。	鮮度保持等に要する施設整備については、国の補助事業や日本政策金融公庫の融資制度を活用することができます。市場内の整備については、管理者（市）に相談していただくようお願いします。	F	無

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
25	村上誠委員	本文	P16	・ H A C C P等の衛生管理の手法について定着させるための施策が欲しい。	制度化されたH A C C Pに沿った自主衛生管理の導入により、食品ロス等の削減の効果も期待されることから、専門的な知識を有する人材育成に向け、セミナーや各種研修会を通じて、食品等事業者へ衛生管理の意識改革を促し、作り過ぎや加工・調理くず削減等に繋げ、食品ロスの削減を促進します。	D	無
26	阿部知幸委員	本文	P20	<p>◆第4章 具体的施策 (6)未利用食品を有効活用するための活動</p> <p>・ 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年3月31日閣議決定)で記載されている、基本的施策の(6)未利用食品を提供するための活動の支援等に記載されている下記の文言と同様の内容が記載されていない。</p> <p>フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。</p> <p>・ 関係者相互の連携のための取組(例:食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ25の推進)を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。</p> <p>・ 食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。</p> <p>・ 食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する</p> <p>上記の記載が無い。(理由を教えてください)</p>	<p>国の基本方針において、国が取り組むこととした施策について、地方公共団体では地域の特性に応じた取組を推進することとされています。また、今回策定する計画は、国の基本方針を参考に、岩手県として策定する都道府県食品ロス削減推進計画ですので、県の取り組む具体的施策について記載しています。</p> <p>なお、自立相談支援機関における食料支援については、生活に困窮している方への包括的支援の一つとして考えています。</p> <p>また、食料支援は潜在化している方が支援につながるための入口の一つでもあることから、生活困窮関係の支援者研修会において、自立相談支援機関とフードバンク事業者とが連携した事例の紹介等を通じた情報提供等により、一層の連携を図っていきます。</p> <p>さらに、子ども食堂は、子どもの居場所として設置しているところであり、子ども食堂での未利用食材を有効活用するための施策のひとつと考えています。</p>	D	無

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
27	阿部知幸委員	概要版 本文	P23	<p>また同基本方針の「未利用食品を提供するための活動(いわゆるフードバンク活動)とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。」という文言が完全に抜けている。</p> <p>(フードバンクと生活困窮者自立相談支援機関との連携による食料支援の実施に対し県庁に設置するフードバンクポストへの提供食品だけでは必要量に到底足りない。フードバンクへ未利用食品の提供を団体等(企業)へ促さないのはなぜか?参加された方への譲渡する食品とは違い緊急性も高く必要とする食品量や種類も多様に必要となり2020年度も団体の自費で140万円以上を購入している事から、フードバンクへの提供は重要であると考え。)</p>	御意見を踏まえ、「第5章(2) 各主体に期待される行動」に、【食品関連事業者等に共通する事項】として、フードバンク活動への理解と未利用食品の積極的な提供に関する記載等を追加、概要版にも追記します。	A	有
28	阿部知幸委員	本文	P20	<p>・ここで対象にしている受益者は子ども食堂利用者等と自立相談支援機関の相談者のみとなり、フードバンク岩手が食品の譲渡を行っている児童養護施設や学習支援団体、高齢者・障がい者支援団体等が抜けている。(なぜ対象を限定しているのか教えてほしい。)</p>	計画では、県(保健福祉部)の事業の中で関わりのある子ども食堂や自立相談支援機関を例として取り上げたものであり、「緊急対応が必要な困窮世帯等」には、御指摘の受益者を含んでいません。	F	無

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
29	阿部知幸委員	全体		<p>◆「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」その他の重要事項(2)-①に記載されている、「地方行政として推進していくためには、首長の理解の下・・・フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。」とされておりこの文言を尊重していただきたい。</p> <p>この食品ロス削減推進法は2018年12月13日、超党派による「食品ロス削減及びフードバンク支援を推進する議員連盟」が発足し議員立法により「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が、令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行されました。</p> <p>本法は「食品ロス削減」とあわせて「フードバンク支援」を推進させるためにできた制度でもあり「岩手県食品ロス削減推進計画」および「同(概要版)」にもしっかりとフードバンクへの支援を明記する必要があります。</p>	<p>自立相談支援機関における食料支援については、生活に困窮している方への包括的支援の一つとして考えています。</p> <p>また、食料支援は潜在化している方が支援につながるための入口の一つであることから、引き続き、自立相談支援機関とフードバンク事業者との連携を図っていきます。</p> <p>なお、子ども食堂は、子どもの居場所として設置しているところであり、子ども食堂での未利用食材を有効活用するための施策のひとつと考えています。</p>	D	無
30	阿部知幸委員	概要版		<p>◆食品ロス削減推進法のポイントで岩手県として取組まなければならない事は</p> <p>1多様な主体を連携させ、県民運動として食品ロス削減を推進</p> <p>2基本方針を踏まえ都道府県(と市町村)が削減推進計画を策定し対策を実施</p> <p>3消費者や事業者の取り組みを啓発</p> <p>4食品ロス削減の功績者を表彰</p> <p>5「食品ロス削減月間(10月)」の周知・認知度の向上</p> <p>6フードバンクの活動の支援</p> <p>が重要だと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、概要版における記載を修正することとし、フードバンクについて追記します。</p>	A	有

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
31	阿部知幸委員	概要版		◆計画の概要にも「フードバンク活動への支援」と「フードバンクへの未利用食品の提供」の明記が必要。	No30に同じ。	A	有
32	阿部知幸委員	全体		◆コロナ禍や経済状況を鑑みて、概ね5年を目処とした計画の見直しでは期間が長いと感じる、長くても3年程度が適切である。	国の基本方針の見直しがあった場合など、計画期間における大きな状況変化等に応じて、必要な見直しを行います。また、本計画で取りまとめた取組の方向性を維持しながら、県の政策評価及び事務事業評価制度に従って、関連する個別事業の見直しを随時行っていきます。	C	無
33	阿部知幸委員	概要版 本文	P8	◆SDGsで目標1の「貧困をなくそう」が抜けている。 (基本的に子ども食堂や生活困窮者自立支援機関、フードバンクでは貧困問題解決に取組んでいる)	SDGsについては、農林水産省及び消費者庁の資料を基に作成しており、食の貧困は目標2の飢餓を終わらせるとしている主旨に含まれていることから、現行通りの記載とします。	C	無
34	阿部知幸委員	本文	P20、 P23	◆第5章 計画の推進 (2)各主体に期待される行動【食品関連事業者以外の事業者】で記載されている災害備蓄食品は現在の調査方法では食品ロスにカウントされていないのでは？	災害備蓄食料が廃棄される場合、当該食品自体の数量の統計はありませんが、事業系一般廃棄物として排出量が計上され、各種統計数値に反映されているものです。	F	無
35	阿部知幸委員	本文	P14	◆第4章 具体的施策 (2)食品関連事業者の取組に対する支援、の3つ目の1/3ルールのところでのどのような方法で行うか現時点での案があれば教えてほしい。	農林水産省において、経済産業省と連携し、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置、商慣習見直しに向けた検討、関係団体への通知の発出、優良事例のとりまとめを行っています。 県としては、国の動向を注視するとともに、こうした農林水産省提供資料を、食品関連事業者に食産業関連セミナーやメーリングリスト等で周知し、機運を醸成していきます。 また、個別の取組としては、産直施設等で販売している漬物等の加工品については、消費期限が迫っているものについて、生産者に返品することなく、値引きなどで売り切るよう工夫するなど、産直施設等に対し理解醸成を図っていきます。 さらに、制度化されたHACCPに沿った自主衛生管理の導入により、食品ロス等の削減の効果も期待されることから、専門的な知識を有する人材育成に向け、セミナーや各種研修会を通じて、食品等事業者に衛生管理の意識改革を促し、作り過ぎや加工・調理くず削減等に繋げ、食品ロスの削減を促進します。また、食の安全安心に関するリスクコミュニケーションを通じて、消費者理解の促進を図ります。	F	無

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
36	阿部知幸委員	全体		◆本計画等を拝見し、県ではフード「バンク」と「パントリー」の区別曖昧になっていると感じる。	P20では、未利用食品の活用方法の1つとして、フードバンク活動団体と連携したフードパントリー（いわゆる必要としている方への食料提供）を挙げていますが、当該箇所においては文面の修正は不要と考えます。	F	無
37	阿部知幸委員	全体		◆フードドライブ(フードバンクポスト)は未利用食品の有効活用とともに食品ロスの認知理解の向上、啓発としての効果が高いとも考えるので活用してほしい。	御意見を踏まえ、関係団体の周知を行う旨を記載します。 なお、県では、「子どもの居場所ネットワークいわて」において、各子ども食堂への情報提供やフードバンク等とのマッチングを行うとともに、自立相談支援機関において、フードバンク事業者と食料品支援に関する協定等を締結し、緊急対応が必要な方に随時食料品を提供しているところです。 なお、県では、生活に困窮している方への支援の一環として県庁内にフードバンクポストを設置し、併せて、周知ポスターの掲示、自立相談支援機関相談窓口の周知を行っております。 今後も、「子どもの居場所ネットワークいわて」の活動内容等についての周知や各子ども食堂への情報提供、フードバンクなどの生活困窮関係の支援者研修会における連携事例紹介等の情報提供を行うとともに、食育推進キャラバンやエコショップいわてにおける周知にも取り組んでいきます。	B	有
38	小原仁生委員	本文	P25	指標一覧について、「6 災害備蓄食品の廃棄量」がありますが、日常的な排出量の指標がありません。 備蓄食品は、保存年限経過後(多くは3～5年毎)に廃棄するもので、日々使用する食品ロスの排出とは、意味合いが異なり、この指標には合わないと考えます。 毎日の食品ロスを排出(廃棄)に関する何らかの指標があった方が良いと考えます。 例えば、不特定多数に食事を提供する食堂を有する施設(民間企業或いは県庁舎や県立大学等の公的施設)の廃棄量は指標には設定できないのでしょうか。 なお、県立学校や県立病院の給食施設は、毎回、必要食数だけを調理するため、廃棄量を削減する指標には設定しにくいと考えます。	食品ロス発生量については、国の公表において、3年遅れで1年間における全国の排出量(推計値)が公表されている状況にあり、毎日の食品ロス排出量を正確に把握することが困難です。 今後、環境に配慮した事業活動を行う「エコショップいわて」認定制度の改訂を進めるとともに、関連業界の事業者と意見交換を行いながら、食品ロス実態把握の協力についても意見交換を行っていきます。	D	無

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
39	照井仁委員	本文	P1	① 総論で食料自給率（カロリーベース）38%と記載されていますが、令和2年度の自給率（37%）が公表されたので、最新の数値に更新したほうがよいと思います。	御意見のとおり修正します。	A	有
40	照井仁委員	本文	P8	② 第3章「目指す姿」の（1）基本目標のなかで、SDGsの目標項目を記載しているが、基本目標が曖昧になる印象があるので、この部分ではなく、巻末あたりに参考として記載する程度でよいのではないかと思います。	御指摘のとおり基本目標との境目が曖昧になっていましたが、基本目標の説明に関連する事項ですので、現在の位置で、囲みで区別する形とさせていただきます。	B	有
41	照井仁委員	全体		・食品ロス削減の取り組みはとても大切なことだと思います。そのためには、県民全体に「ロス（廃棄）されたものは、現在、どう処理されているのか（燃やされている？）」「SDGsやカーボンニュートラルの実現に逆行している？」というようなことをしっかり認識してもらい取り組みが必要だと思います。そのうえで、一人ひとりが「まず、自分でできることは何か」を考えてもらうことが大事だと考えます。（昨日のテレビで東京のスーパーでの「てまえどり」を放送していましたが、消費者はどうしても賞味期限等を見て「奥どり」する傾向にあり、奥に空間ができていた状況でした。一人ひとりが認識をしっかり持つ必要を感じました）	御意見のとおり、一人ひとりが食品ロスについて課題認識を持ち、自らのライフスタイルの転換を図っていくことが重要と考えており、基本目標において、食品ロスを県民が自分のこととして捉え、主体的に取り組むことを明記しました。 食品ロス削減の推進に当たっては、エシカル消費等のSDGsにつながる行動について、様々な場面で普及啓発に取り組んでいきます。	C	無

No	委員名	対象	ページ	意見	対応	反映状況	計画の修正
42	照井仁委員			・市町村行政の段階でのフードドライブ等の取り組みを充実させる必要があると思います。（資源ごみの回収例のように、食品も期限前のものを定期的に回収して子供食堂等へ提供する仕組みがあれば、住民も慣例化して当たり前だと思って対処するのではないのでしょうか）	未利用食品の有効利用の増加のため、「子どもの居場所ネットワーク」や「フードバンク」関係団体の活動の周知に取り組みます。フードドライブについては、今後計画を策定する市町村と連携し、フードドライブの実施のあり方について、研究して参ります。	D	無